

全実協 27 第 11 号
平成 27 年 6 月 17 日

一般財団法人全国大学実務教育協会
会員校連絡責任者各位

一般財団法人全国大学実務教育協会
代表理事・会長 森脇 道子
(公印省略)

「実践キャリア実務士」教育課程から始める到達目標達成度評価表
(ルーブリック) による新たな質保証方法について (ご通知)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から本協会に対しまして格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本協会は「実社会の変化に対応する実務教育・キャリア教育に関わる認定事業を推進し、その質保証をはかる」ため、平成 25 年度から中長期視点にたった資格改革に取り組み、先の第一弾に続く第二弾として、この度「実践キャリア実務士」教育課程から始める到達目標達成度評価表による新たな質保証方法について検討し、試行期間を経て平成 30 年度から、義務化を目指すことといたしました。これまでの単位修得に加えてルーブリックによる到達目標達成度評価制度を導入しました。今回の「実践キャリア実務士資格」に引続き、他の資格につきましても順次、導入をしたいと考えておりますので、会員校の皆様におかれましては、本制度の導入の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

また、すでに「実践キャリア実務士」教育課程の認定を受けている会員校におかれましては、平成 28 年度から平成 29 年度は試行期間といたします。

なお、この制度による具体的な資格教育課程の申請手続及び資格認定証授与手続については、別途お知らせいたします。敬具

記

1. 「実践キャリア実務士」教育課程から始める到達目標達成度評価表による新たな質保証方法について (資料 1)

この度、導入する到達目標達成度評価表による新たな質保証方法の全体像を明らかにしたこと。

2. 実践キャリア実務士資格認定に関する規程の一部改正 (資料 6)

①第 3 条 (資格の取得) に、単位修得のほかに到達目標達成評価基準を満たさなければならない」を追加したこと。

②本制度の実施時期について、附則に平成 30 年 4 月 1 日を明記したこと。

以上